



大分県からのお願い

「熱中症一時休憩所」にご協力いただける施設を募集しています！

## 熱中症一時休憩所とは？

熱中症による健康被害を防ぐため、気温が高くなる時期に、危険な暑さから身を守るために県民が利用できる施設のことです。

大分県では、熱中症一時休憩所の活用を促し、熱中症の予防を推進しています。

このポスターや  
のぼりが目印！



## 設置場所

公共施設、薬局、商店、コンビニ等の県民が多く利用する施設の中で協力可能な施設

## 設置期間

熱中症による救急搬送者数が増える6月頃から10月頃のうち、休憩所設置協力施設が対応可能な期間に柔軟に開所する。

ただし、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の同時開所を目指す施設については、この限りではない。

## 設置要件

休憩所として、満たしていることが望ましい要件は、以下のとおり。

- (1) 冷房設備を有している
- (2) 座って休憩できるスペースがある
- (3) 水分補給ができる（ウォーターサーバーや自動販売機の設置等）  
※近くに自動販売機がある、施設内で飲料を購入できる等でも可

ご協力いただける施設は下記から申請をお願いします↓↓  
申請内容を審査のうえ、順次、メールにてご連絡いたします。

電子申請URL及び二次元コード

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/r8nettyuusyoutijikyuuukeisyo>



【問合せ先】大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課

TEL：097-506-2677

E-mail：oita-kansen04@pref.oita.lg.jp

(別紙)

## 大分県における「熱中症一時休憩所」の推進方針

### 1 目的

熱中症による健康被害を防ぐため、大分県では、気温が高くなる時期に、危険な暑さから身を守るために県民が利用できる施設を「熱中症一時休憩所」(以下、「休憩所」という。)として設置協力を呼びかけ、休憩所の活用を促し、熱中症の予防を推進する。

### 2 設置場所

公共施設、薬局、商店、コンビニ等の中で協力可能な施設

### 3 設置期間

熱中症による救急搬送者数が多くなる6月頃から10月頃のうち、休憩所設置協力施設が対応可能な期間に柔軟に開所する。

ただし、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の同時開所を目指す施設については、この限りではない。

### 4 要件

休憩所の要件としては、以下を満たしていることが望ましい。

- (1) 冷房設備を有している
- (2) 座って休憩できるスペースがある
- (3) 水分補給ができる(ウォーターサーバーや自動販売機の設置等)

### 5 周知方法

休憩所の設置については、下記のとおり県民に周知する。

- (1) 休憩所協力施設  
熱中症一時休憩所等ののぼり(縦 1500mm×横 600mm)又はポスターを掲示する。
- (2) 大分県  
協力施設をとりまとめ、施設名、所在地をホームページ上に公表する。

### 6 適用期日

本方針は、令和6年6月24日から適用する。